

山梨県公報

第二千三百四十九号

平成二十五年

八月二十六日

月 曜 日

目 次

落札者の決定について(二件).....	五六三
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	五六三
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件).....	五六四
国土調査の成果の認証.....	五六八
公安委員会.....	
山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び滞納金に関する規則の一部を改正する規則.....	五六八

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
PC管理サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十五年七月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店
東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額
千二百八十四万五千七百円

- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年六月三日

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
パソコン機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十五年七月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店
東京都立川市曙町二丁目二十番五号
- 五 落札金額
五億八千七十二万七千七百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年六月六日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業 所番号	サービスの種類	指定年月日
介護老人保健 施設甲府南ラ イフケアセン ター	山梨県甲府市 住吉五丁目二 十四番十四号	一九五〇一八 〇〇一六	介護予防訪問リハ ビリテーション 訪問リハビリテー ション	平成二十五年 七月一日
訪問介護事業 所輝き	山梨県甲府市 天神町五番地 三サンフラス ト甲府百一号	一九七〇一〇 三七六六	介護予防訪問介護 訪問介護	
訪問介護サー ビスリアン	山梨県山梨市 小原西七百四 十番地ニメゾ ン小菅百二号	一九七〇二〇 〇五二一	介護予防訪問介護 訪問介護	
デイサービス センターきぼ う富士川事業 所	山梨県南巨摩 郡富士川町長 澤二千百六十 五番地	一九七〇七〇 一二四七	介護予防通所介護 通所介護	
レッツ倶楽部 葎崎	山梨県葎崎市 龍岡町下條東 割七百三十一 番地一	一九七〇九〇 〇三三六	介護予防通所介護 通所介護	
あいで黒沢	山梨県北杜市 高根町下黒澤 三千七百九十 番地二	一九七一九〇 〇四九一	介護予防通所介護 通所介護	
はやぶさ温泉 デイサービス センター	山梨県甲州市 塩山小屋敷千 六百六十九番 地一	一九七二二〇 〇一八〇	介護予防通所介護 通所介護	

山梨YMCA 岡島デイサー ビスセンター ぶどうの木	山梨県甲府市 丸の内一丁目 二十一番二十 六号甲斐物産 ビル七階	一九七〇一〇 三七五八	介護予防通所介護 通所介護	平成二十五年 七月十日
居宅介護支援 事業所ケアア ラン三郷	山梨県甲府市 上向山町三百 七十四番地	一九七〇一〇 三七八二	居宅介護支援	平成二十五年 七月十一日
デイサービス なでしこ	山梨県甲府市 上向山町三百 七十四番地	一九七〇一〇 三七九〇	介護予防通所介護 通所介護	
きずな福祉サ ービス	山梨県都留市 井倉三百三十 三番地一	一九七二一〇 〇三三四	介護予防通所介護 通所介護	平成二十五年 七月十五日
ショートステ イファミリー 石和	山梨県笛吹市 石和町八田百 八番地一	一九七二一〇 〇八二四	介護予防短期入所 生活介護 短期入 所生活介護	平成二十五年 七月十六日
デイサービス ファミリー石 和	山梨県笛吹市 石和町八田百 八番地一	一九七二一〇 〇八三一	介護予防通所介護 通所介護	

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施設要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市下谷字とけ沢二五五四	白石藏王観光株式会社
都留市下谷字自濟地二四八二・字とけ沢二五六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	井上禎一
都留市下谷字とけ沢二五五一・二五五二の内（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	井上藤一郎
都留市大野字榎苗代山二三六〇・二三六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	奥脇角太郎
都留市大野字日影山二五九九（次の図に示す部分に限る。）	奥脇源作
都留市大野字西指三四三七（次の図に示す部分に限る。）	奥脇貞義
都留市大野字入山一五八七の二（次の図に示す部分に限る。）	荻窪勝章
都留市下谷字とけ沢二五六二、二五六三	佐藤隆義
都留市下谷字鍛冶屋坂上一七九八（次の図に示す部分に限る。）	珠久繁次郎
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五二（次の図に示す部分に限る。）	小幡宗八
都留市大野字当作山一八六八（次の図に示す部分に限る。）	小林愛之助
都留市大野字日影山二五八三（次の図に示す部分に限る。）	小林市太郎
都留市大野字榎苗代山二三八二（次の図に示す部分に限る。）	小林新一郎

二 保安林として指定された目的	に 限る。）
都留市下谷字とけ沢二五四九（次の図に示す部分に限る。）	小林米太郎
都留市下谷字自濟地二四八〇（次の図に示す部分に限る。）	上原幾作
都留市下谷字とけ沢二五四六	城之内義雄
都留市下谷字とけ沢二五四四・二五四五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	深泉院
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五三・一六五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	杉本杉太郎
都留市下谷字南山二一〇三・二一〇四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	西涼寺
都留市下谷字自濟地二四八一（次の図に示す部分に限る。）	赤沢八郎
都留市下谷字とけ沢二五五六（次の図に示す部分に限る。）	赤沢茂十郎
都留市大野字当作山一八一四の二（次の図に示す部分に限る。）	曾根市太郎
都留市大野字当作山一八五四の二（次の図に示す部分に限る。）	大原博
都留市大野字当作山一八八〇の一（次の図に示す部分に限る。）	大津淳一郎
都留市下谷字とけ沢二五五一（次の図に示す部分に限る。）	鈴木忠兵衛

土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年七月二十五日山梨県告示第二百五十六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明
一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市大幡字境沢一二九六（次の図に示す部分に限る。）	高部林平、平井庫吉、平井浄、渡辺清策、渡辺恵作、渡辺勇吉、関口武一郎、市川佐一郎
都留市与繩字松原一五〇四（次の図に示す部分に限る。）	小幡刀藏
都留市小形山字板倉二七二四（次の図に示す部分に限る。）	関口正夫
都留市川棚字大久保七七〇（次の図に示す部分に限る。）	吉田時次郎

る。）

都留市小野字大越一九〇八（次の図に示す部分に限る。）、一九一〇

都留市小野字文台一七九四の二

都留市中津森字向山一一〇八（次の図に示す部分に限る。）
小林米太郎

都留市与繩字松原一三二六、井倉字赤沢平一四〇九
前田毅

都留市与繩字松原一五〇七（次の図に示す部分に限る。）
前田照之甫

都留市小野字大越一八五七
大原毅

都留市大野字大津山四四二
大津巖

都留市大野字熊井戸一七四の一
程原定子

都留市与繩字松原一四四一（次の図に示す部分に限る。）
天正寺

都留市与繩字松原一三三三
渡辺真代治

都留市井倉字赤沢平一四一〇
輻形盛平

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月二十五日山梨県告示第二百五十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市大野字入山一六四九の六(次の図に示す部分に限る。)	安田寅吉、奥脇菊藏、荻窪宇右工門、荻窪栄作、荻窪潔、荻窪源作、荻窪市太郎、荻窪勝章、荻窪太左工門、荻窪朝次郎、荻窪万清、荻窪雄、荻窪良栄、志村惣一郎、重森国太郎、小松留作、小俣喜一郎、小俣基則、小俣久一郎、小俣佐太郎、小俣秀雄、小俣惣吉、小俣定造、小俣哲二、小俣徳二郎、小俣平吉、小林愛之助、小林毅、小林昇作、小林忠亮、小林利徳、杉本音吉、杉本儀作、杉本義廣、杉本数馬、杉本繁三、杉本庸吉、杉本刃太郎、曾根亀吉、曾根市太郎、曾根長平、曾根藤松、曾根民藏、曾根勇一郎、大原仰善、

都留市夏狩字高子三四〇二の内一、字松木沢三三九〇の内一	大原博、大津かつ、大津雙作、大津巖、滝口新平、程原貴一、程原儀一、程原原、程原幸造、程原重高、程原正作、程原美江、程原由太郎、程原融二、程原縣吉、程原脩造、渡辺庸五郎、鈴木栄太郎、鈴木董太郎、賤機喜三郎、高部亨、高部康一、高部太之甫、高部米吉、高部民也、高部明吾
都留市戸沢字大平一三二七(次の図に示す部分に限る。)	エヌティワイレジャー観光開発(株)
都留市戸沢字大平一三二七(次の図に示す部分に限る。)	安富忠三郎
都留市大野字菅野山二八四〇(次の図に示す部分に限る。)	奥脇泰
都留市下谷字南山二二五四(次の図に示す部分に限る。)	住倉徳太郎
都留市大野字棚苗代山二二三二(次の図に示す部分に限る。)	小林貞右工門
都留市大野字日影山二七〇六(次の図に示す部分に限る。)	小林要太郎
都留市与繩字松原一五五四(次の図に示す部分に限る。)	前田勝次良
都留市与繩字松原一五五五(次の図に示す部分に限る。)	前田眞一郎
都留市小野字大越一八五五(次の図に示す部分に限る。)	大原組

都留市大野字日影山二六八七（次の図に示す部分に限る。）	大原新作
都留市大野字菅野山二八一九（次の図に示す部分に限る。）	大原博
都留市与縄字大鳥居一〇四四（次の図に示す部分に限る。）	谷内庫之甫
都留市与縄字大鳥居一〇四八・一〇四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	谷内八百藏
都留市下谷字南山二二三二（次の図に示す部分に限る。）	天野正則
都留市下谷字南山二二三五（次の図に示す部分に限る。） 二二三六	田原潔
都留市戸沢字水頭一一一七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺春
都留市朝日曾雌字宮ノ前一五八八の一（次の図に示す部分に限る。）	日向なか

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。」

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
 平成二十五年七月二十五日山梨県告示第二百五十八号

● 国土調査の成果の認証
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 平成二十五年八月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称
 富士吉田市、大月市及び身延町

二 調査を行った時期

富士吉田市 平成十三年七月九日から平成二十四年三月二十五日まで
 大月市 平成十七年六月二日から平成二十五年三月十一日まで
 身延町 平成二十二年六月三十日から平成二十五年四月三十日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

富士吉田市下吉田、下吉田二丁目、下吉田五丁目及び新倉の各一部
 大月市梁川町綱ノ上の一部
 身延町寺沢の一部

五 認証年月日
 平成二十五年八月十九日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十五年八月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則（平成十

八年山梨県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

照 会 先

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課
電話 055-235-2121

照 会 先

電話番号

「1 放置違反金納付命令書交付場所」
山梨県甲府市中央一丁目10番1号 において
「1 放置違反金納付命令書交付場所」
山梨県警察本部交通部交通指導課

令書交付場所

「1」

問い合わせ先:

山梨県警察本部交通部交通指導課
電話 055-235-2121

問合せ先

電話番号

「弁明書の提出先

山梨県公安委員会(担当:交通指導課放置違反金係) において
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
055-235-2121(担当内線711-)」

「弁明

書の提出先
梨県公安委員会(担当:) において「山梨県公安委員会掲示板

(担当内線)

(山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県警察本部内)」を「山梨県公安委員会掲

示板()」電話番号

「1 弁明書の提出先

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 において
山梨県警察本部交通部交通指導課

「1 弁明

書の提出先

電話番号

照 会 先

〒400-8586 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県警察本部交通部交通指導課
電話 055-235-2121

第八号様式(中

を

照 会 先

電話番号

附 則

この規則は、平成二十五年九月十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番